

一般廃棄物収集運搬業許可証

指令（環セ）第2号
令和8年4月1日

所在地 広島市安芸区船越南五丁目11番1号

名称 株式会社タイヨー
代表取締役 元山 琢然

府中町長 寺尾 光司



令和8年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 取扱廃棄物の種 固形状一般廃棄物
- 2 作業区分 収集・運搬
- 3 区 域 府中町内
- 4 許可期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 許可条件 別紙許可条件のとおり

- ・許可証は、主たる営業所内の見えやすい場所に掲示すること。
- ・作業区分について、特に記載のない場合は「積み替え・保管」を含まない。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可の申請事項を変更したときは、10日以内に町に届け出なければならない。
- ・許可証を亡失し、又は毀損したときは、町に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。
- ・許可証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。

許可条件

1 許可等

- ・許可証の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに町に許可証を返納しなければならない。
- ・廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を町に届け出て、許可証を返納しなければならない。
- ・許可を受けた収集運搬業を休止し、又は廃止しようとするときは、30日前までに町に届け出なければならない。
- ・町は、事業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ア 関係法若しくは関係法に基づく処分又は町条例若しくは町条例に基づく処分に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 一般廃棄物の収集運搬

- ・一般廃棄物の収集、運搬に当たっては、関係法令、府中町関係条例等を遵守し、府中町一般廃棄物処理計画に基づいて処理すること。
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ・契約事業所に対しては、ごみの適正処理推進のため指導、助言を行うこと。
- ・町からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとるとともに、責任者を届け出ること。
- ・収集車両の運行中は、ホッパドアを閉め、道路等へごみの飛散防止に努めるとともに、交通法規を遵守すること。
- ・廃棄物が飛散、流出し、また悪臭が漏れるおそれのないよう運搬車等で行うこと。
- ・交通事故、車両火災等が発生した場合は、直ちに本町に連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面にて直ちに町に報告しなければならない。また、関係者に対し、誠意を持って対応しなければならない。
- ・許可業務の履行状況について、町から報告を求められた場合は直ちに報告しなければならない。
- ・町は、必要に応じ、許可業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。
- ・住民等から業務に関する苦情等を受けたときは、誠意を持って対応すること。また、対応内容を町に報告すること。
- ・許可業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、町は、一切の責任を負わない。
- ・環境センターと安芸クリーンセンターの職員の指示に従わないとき、その他違法な行為を行ったときは、許可を取り消すことがある。

3 府中町環境センター

- ・許可業務で収集した一般廃棄物は、原則、安芸クリーンセンターへ搬入すること。
- ・一時多量ごみなど町内で排出された家庭系一般廃棄物を収集運搬する場合で町が承認したのは、適正にごみを分別したうえで、環境センターへ搬入することができる。その場合であ

っても、一般廃棄物処理計画及び冊子「家庭ごみの正しい出し方」において、町で収集しないこととされた廃棄物は搬入できない。自社又は処理業者において適正に処理すること。

- ・町のごみの分別区分と出し方を十分に理解し業務を行うこと。
- ・環境センターへの搬入は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。）の午前9時から11時30分まで及び午後1時から3時30分までとし、環境センターの業務に支障のないよう、事前に町の承認を受けること。
- ・環境センター内を車両等で通行する場合は、構内制限速度（時速15km）を厳守し、安全に配慮すること。また、事故防止に努めるとともに、環境センター施設・備品を破損させた場合は、必ず町に届け出るとともに、現状復旧に相当する賠償をすること。

4 安芸クリーンセンター

- ・可燃性一般廃棄物は、安芸郡坂町の安芸地区広域ごみ焼却施設（安芸クリーンセンター）に搬入すること。
 - ア 安芸クリーンセンターへの搬入は、月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から4時30分までとする。
 - イ 特別搬入は、休日（土曜日、日曜日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から4時30分までとする。また、土曜日（年末年始を除く。）の受入時間は、午後1時から4時30分までとする。
 - ウ 安芸クリーンセンターの「固形状一般廃棄物 種類及び受入基準」を遵守すること。
- ・安芸クリーンセンターでは、担当職員の指示に従うこと。

5 施設、車両、その他

- ・常に保有施設の改善、設備の充実に努めること。
- ・収集運搬車両の保管場所は、運転前の点検、清掃等に支障ない広さを有するものとする。
- ・機材を洗浄する設備を設置する場合は、汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- ・使用車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号イ及びハの基準を満たす車両とし、事前に町に届け出て承認を受けること。
- ・府中町内で使用する車両を定め、別紙のとおり表示をすること。
- ・車両は、許可後、業務を遂行するに足りるよう、速やかに自己保有又は継続使用できる権限を確保された車であること。
- ・業務に使用する車両は、自己の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険（任意保険）に加入していること。
- ・使用車両は常に清潔にし、周囲に不快感を与えないよう清掃するとともに、定期的に十分な点検・整備を行うこと。
- ・車検・修理等のため、登録車両以外の車両を一時的に使用する場合は、事前に町に届け出て承認を受けること。
- ・使用車両を町に登録した運転手以外が運転する場合は、事前に届け出ること。
- ・使用車両が故障等の不慮の事態が生じた場合は、代替車を用意し、町に届け出て承認を受けること。
- ・町が必要に応じて機材等を検査し、不備の改善を指示された場合は、その指示に従うこと。

車 両 表 示

(1) 社名及び許可番号

表示位置は、荷箱の両側及び後部の常時確認できる場所とする。

許可番号	車両番号
2-1	広島 830 さ 23-08
2-2	広島 830 セ 13-06

(2) 表示の大きさ

数字：縦 25cm×横 20cm、文字：縦 13cm×横 11cm

※表示全体の幅：65cm 以上

(3) 表示の色

白（荷箱の色が白の場合は、黒又は濃色）

(4) 書体

丸ゴシック体

(5) 車体表示例（許可車両）

